

盛岡広域振興局長告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成24年1月27日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101550	株式会社まちのふくし	おらほ風林デイサービス	岩手郡滝沢村大釜字風林 58番地5	平成24年3月31日